

障がい者サポーター研修会

市は、「障がい者サポーター研修会」を次のとおり開催します。この機会に、さまざまな障がいの特性や必要な配慮について学んでみませんか。

- ◆とき／12月22日(金) 午後1時30分～2時30分
- ◆ところ／情報工房5階セミナー室
- ◆内容／ハンドブックやDVDを使って、障がいの特性や必要な配慮について学ぶ ※研修後、登録申請をした人をサポーターに認定し、シンボルマーク(イラスト・左)をあしらったグッズを交付
- ◆定員／60人(先着順)
- ◆申込／12月1日から、障がい福祉課(☎47-7298)へ



配布しています

災害時障がい者支援用バンダナ

市は、障がい者を災害時に支援するため、災害時支援用のバンダナを作成しました。希望する人には、障がい福祉課窓口で無料配布しています。詳しくは、同課(☎47-7298)へ。

障がいに応じ、使用を

バンダナには、次の4種類の言葉が記されています。障がいや状況に応じて使用することができます。

- 目が見えません
- 耳が聞こえません
- 障がいがあります
- 医療ケアが必要です



見逃さないで 障がい者虐待

障がいがある人へのサポートのほかにも、私たちが日ごろから気を付けていなければならないのが“障がい者虐待”。障害者虐待防止法には、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と明記され、虐待に気付いた人の通報義務が法律に定められています。

市は、障がい福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の防止と早期発見、家族などへの支援に努めています。

虐待を見かけたときは同センターへご連絡ください。

虐待になる例

- 身体的虐待(殴る蹴るなど)
- 心理的虐待(ののしりや無視など)
- 性的虐待(性的ないやがらせなど)
- 放棄・放任(介助をしないなど)
- 経済的虐待(財産を取り上げるなど)

大垣市障がい者虐待防止センター (☎73-0202)

Q 障がいがある人への理解は深まりましたか？

大西君 言葉だけでは伝わらない利用者もいて、筆談や身振り、手振りなどでコミュニケーションをとるなどしました。そうすると理解してもらえることが多かったです。障がいは人によって違いがあるけれど、こちらの伝え方次第で気持ちを共有できるということが分かりました。

伊藤君 利用者の方がお昼休みに卒業アルバムを持ってきくくださりいろんな写真を一緒に見ました。障がいがある人も、自分たちと同じような思い出があって、同じように人生を歩んできたんだということに気付きました。

瀬川君 初めは、高齢者の介護よりも、障がいのある人の方が大変なのかなあと考えていたけど、自分でできることは、自分でやられるし、意志もはっきりしている。自分たちと変わらないんだと気づき、心の壁はなくなりました。障がいの特性にもよりますが、少しサポートしただけで、いろんなことができるんだということを学びました。

障がい者福祉制度
～主な手当・助成やサービスなど～

現在、市が市内在住の障がい者を対象に行っている各種手当・助成や福祉サービスなどの主なものを紹介します。詳しくは、障がい福祉課(☎47-7298)へ。

手当・助成

「※」印の手当・助成については、所得制限があります。

障害者福祉年金※



身体障害者手帳4級以上、療育手帳B1以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上の人に、年額5,200円～20,900円を支給します。市民税課税世帯は、支給額が半額になります。

生活環境料金※

身体障害者手帳3級以上、療育手帳B1以上で在宅の人に、上下水道・簡易水道・し尿汲取り料金の一部を助成します。市民税課税世帯は、対象になりません。



電話利用料金※

身体障害者手帳の視覚障害1級、聴覚障害1・2級、下肢、体幹障害1・2級で在宅の人に、電話利用料金の一部を助成します。市民税課税世帯は、対象になりません。

タクシー代・ガソリン代※

身体障害者手帳の下肢、体幹障害1・2級、視覚障害1級、内部障害1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、特定疾患医療受給者で在宅の人にタクシーまたはガソリン代の一部を助成します。

交通費

精神障害者保健福祉手帳を持っている人で通所施設へ通っている人の鉄道の交通費、また、在宅の知的障がい者および付添人が通学・通勤などにかかる交通費の一部を助成します。

サービス

「※」印のサービスについては、原則、利用料の1割を負担。(ただし、所得による負担上限あり)

居宅介護※



ヘルパーが訪問し、自宅で入浴や食事などの介護を行います。

生活介護※

日中、施設において入浴や食事などの介護を行うほか、創作活動などを行います。

施設入所※

入所施設において、入浴や食事などの介護を行います。

訪問入浴サービス※

自宅の浴槽で入浴することが困難な重度身体障がい者の自宅に移動入浴車が訪問し、週2回まで入浴の介助をします。

就労移行支援※

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間施設へ通所し、就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練を行います。

就労継続支援※

一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設などの働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練を行います。

手話通訳者などの派遣

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などを派遣します。

車いすの貸出

歩行困難などにより、一時的に車いすが必要な人に、原則1か月を限度に、車いすを無料で、お貸しします。

